

ウズベキスタン第1回本邦研修（オンライン） －契約法，法の解釈について－

国際協力部教官
黒木宏太

第1 はじめに

本研修は、JICAの第1回本邦研修であり、ウズベキスタンにおいて、私人の権利保護及び経済の自由化を促進するため、民法及び民事訴訟法が、私的自治の基本原理に基づき適正に運用されるように司法能力を強化することを目的とするものである。新型コロナウイルスの影響により、招へいに代えて、オンラインでの実施となった。

ウズベキスタン政府は、「政府開発戦略2017-2021」における第2の柱として法の支配の強化及び司法制度改革を掲げ、同戦略の下、司法の独立・市民の権利保護・法制度の改善・司法サービスの向上等の幅広い改革を実施している。これらの改革の一環として、2018年4月には民事訴訟法が改正され、2021年内を目処として、大幅な民法の改正が予定されているところ¹、改正民法の下では、経済の自由化に対応した私人の権利保護が重要な課題となっている。しかし、シャフカット・ミルジヨーエフ大統領の強いリーダーシップの下、これらの改革が急激に実施されていることもあり²、旧ソ連型の社会主義・計画経済体制から資本主義・市場経済体制への移行に対応した制度や考え方の変化に、それらを運用する現場の理解が追いついていない状況にある。

このような状況を背景として、本研修では、市場経済における実体法や民事訴訟の在り方を取り上げることとし、具体的なテーマとして、契約法と法の解釈という2つを取り上げることにした。

本研修には、日本側から、講師として、御池総合法律事務所の弁護士である二本松利忠先生（元大阪地裁所長）及び摂南大学法学部准教授の大川謙蔵先生にご参加いただくとともに、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの井出ゆり氏ほか、JICAウズベキスタン事務所の東郷知沙氏、当部の森永太郎部長（現国連アジア極東犯罪防止研修所長）、庄地美菜子教官、及川裕美教官、岩井具之教官及び北野月湖専門官が参加した。また、タシケント国立法科大学国際法講座上級講師のアハドジョン・ハキモフ氏に日本語・ウズベク語間の通訳をしていただいた。

本稿では、本研修の内容について、概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

¹ ウズベキスタンの司法省のHPでは、改正民法案を参照することができる。もっとも、本研修での議論によると、HPで公表されているものは、現時点における最新版ではないようである。<https://www.minjust.uz/en/press-center/news/101178/>

² ウズベキスタンの司法制度改革の概要については、拙稿「ウズベキスタンにおける法整備支援（行政法，民事訴訟，犯罪白書）～司法制度改革とオンラインの活用という観点から～」ICDNEWS第85号（2020年12月号）95頁以下を参照されたい。

第2 本研修の概要

詳細は、別添タイムスケジュール（英語）のとおりである。

1 日時

2021年6月8日（火）
6月14日（月）
6月15日（火）
6月22日（火）

※ いずれも日本時間13:00～19:00頃

2 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

3 概要

1日目（6月8日）：自己紹介，日本の民事訴訟手続，ウズベキスタンの民法改正状況
2日目（6月14日）：契約法
3日目（6月15日）：法の解釈
4日目（6月22日）：総括（質疑応答と意見交換）

第3 ウズベキスタン側参加者

司法省，司法省研究所，最高裁，高等裁判官養成校，タシケント国立法科大学から，合計約25名の方にご参加いただいた。詳細は、別添参加者リストのとおりである。

タシケント国立法科大学からは，ウズベキスタンにある名古屋大学日本法教育センターで学習経験がある方や日本法に興味がある方も多く，ウズベキスタンの優秀な学生が日本に留学し，ウズベキスタンに戻ってから活躍していることなどの紹介があった。

また，ウズベキスタンの裁判官からは，ウズベキスタンには約1270名の裁判官がいることや，日本では，行政裁判所・経済裁判所がなく驚いたこと，商事紛争が民事裁判所でどのように扱われているのか，また，裁判所に提出されている証拠や判決の内容などに興味があることなどのコメントがあった。

第4 日本の民事訴訟手続に関する動画教材（当事者主義，法廷内の撮影）

1 招へいできない状況で，日本の民事訴訟手続をビジュアルで理解していただくために，当部の教官等が裁判官，当事者代理人それぞれの役割を演じ，模擬手続の動画を作成した。模擬手続の動画は，事前に提供して視聴の機会を与えるとともに，1日目に鑑賞会を行った。

模擬手続の動画では，企業間の紛争に関する架空の民事事件（貸金返還請求事件と売買代金反訴請求事件）を扱った。①貸金返還請求事件は，原告会社の従業員が，3年前に被告会社に貸し付けた500万円の残金である450万円の返還請求をするという事案で，争点は，本件契約の内容が貸付か出資か（本件契約の解釈）というも

の、②売買代金反訴請求事件は、原告会社が、被告会社の従業員との間で、化粧品の売買契約を締結し、従業員に化粧品を引き渡したものの、売買代金が未納（その従業員は化粧品をもってヨーロッパに行ってしまった）という事案で、争点は、従業員の締結した売買契約が、被告会社に帰属するか（会社法13条表見支配人）というものである。

2 動画を視聴した後、ウズベキスタン側からは、日本の民事訴訟手続について、多くの質問があり、日本側とウズベキスタン側とで、活発な意見交換がされた。

印象的なやり取りについて、2つ記載する。

1つは、ウズベキスタンの裁判官から、動画では、訴訟手続において、日本の裁判官がいろいろ話したり、確認したりして、大きな役割を果たして、ウズベキスタンと結構違うと感じたという感想とともに、裁判官が積極的に訴訟指揮を執ると、当事者を公平に扱うとか、そういう原則に悪い影響は与えないのかという質問があった点である。この点は、まさに当事者主義をどこまで徹底するか、裁判官の役割をどう考えるのかに関わるもので、非常に難しい問題である。ウズベキスタンと日本の民事訴訟法においては裁判官の権限等に関する規定は異なるものの、裁判実務における役割等については今後もウズベキスタンと日本の共通点や相違点について意見交換することは有意義だと思われた。

もう1つは、法廷での動画撮影についての意見交換である。日本の法廷内は基本的に撮影禁止で、第三者から動画撮影されることはない。ウズベキスタンでも、訴訟法によると、動画撮影してテレビで放映したりすることは、当事者又は裁判長が許可しない限りはできないようである。すなわち、当事者の一方が否定したら放映できないし、当事者双方が賛成しても裁判長が賛成しない場合、動画撮影してテレビで放映することはできない。しかし、2020年に、ジャーナリストの協力に関する最高裁判所の総会決定が出されて、動画撮影などをして、裁判の透明性を確保していこうという動きがあるという。この点については、プライバシーの保護と、裁判の公開（透明性）やそれを達成する手段、さらには新型コロナウイルスの影響で傍聴席が制限されることなども関係するもので、様々な価値観もあり得るところであり、こちらも難しい問題である。この点については、ウズベキスタンのほうが日本よりも今後の変化が早いことが予想されるので、引き続き、ウズベキスタンの状況をフォローしていくのが良いと思われた。

第5 ウズベキスタンの民法改正状況（第三者の保護）

1 司法省研究所のサファロバ・アディバ先生より、ウズベキスタンの民法改正状況のうち、特に第三者保護の規定の導入について、講義していただいた。

ウズベキスタンにおいては、2019年、法律行為を無効とする原因や状況を明確化する法改正が必要である旨が指摘された。そこで、現在の法改正で、善意の第三者の権利の保護を重視する方向での改正を検討しているようである。

- (1) ウズベキスタンの法律行為には2つの種類があり、取り消しうべき法律行為（裁判所の認定により無効とされる）と無効の法律行為（裁判所の認定にかかわらず無効とされる）がある。現行民法では、取り消しうべき法律行為も無効の法律行為も、行為の時から無効とみなされるものの、取り消しうべき法律行為については、内容に応じて、将来に向けて効力を失う場合もある。改正民法案においても、「取り消しうべき法律行為の性質から、将来に向けてのみ無効になると理解される場合、裁判所は、法律行為が無効であると判断した場合、将来の有効性を取り消すものとする。」とされている。
- (2) 訴訟提起の主体につき、取り消しうべき法律行為については、現行民法では法律行為の当事者のみが訴訟提起できることとなっていたが、改正民法案では、第三者も訴訟提起ができることとなる。
- (3) 善意の第三者の保護につき、改正民法案では、取り消しうべき法律行為を無効とすることが善意の第三者の利益を害する場合には、その無効を適用しないことができることとするので、第三者の保護を図るようである。すなわち、改正民法案では、「裁判所は、法律行為の無効の結果の適用が法秩序または道徳に反する場合、又は善意の取得者の利益を害する場合、そのような結果を適用しないことができる。」とされている。

このような善意の第三者を保護するための規定を設けることについては、ウズベキスタンにおいては、法律違反の法律行為が多くなる懸念がある、法律に違反する行為が多くなると紛争も多くなる懸念があるなどと、反対も多かったようである。

- (4) 善意取得についても、改正民法案では提案されている。法律の根拠により物を占有している者は、善意の取得者とみなされるようである。

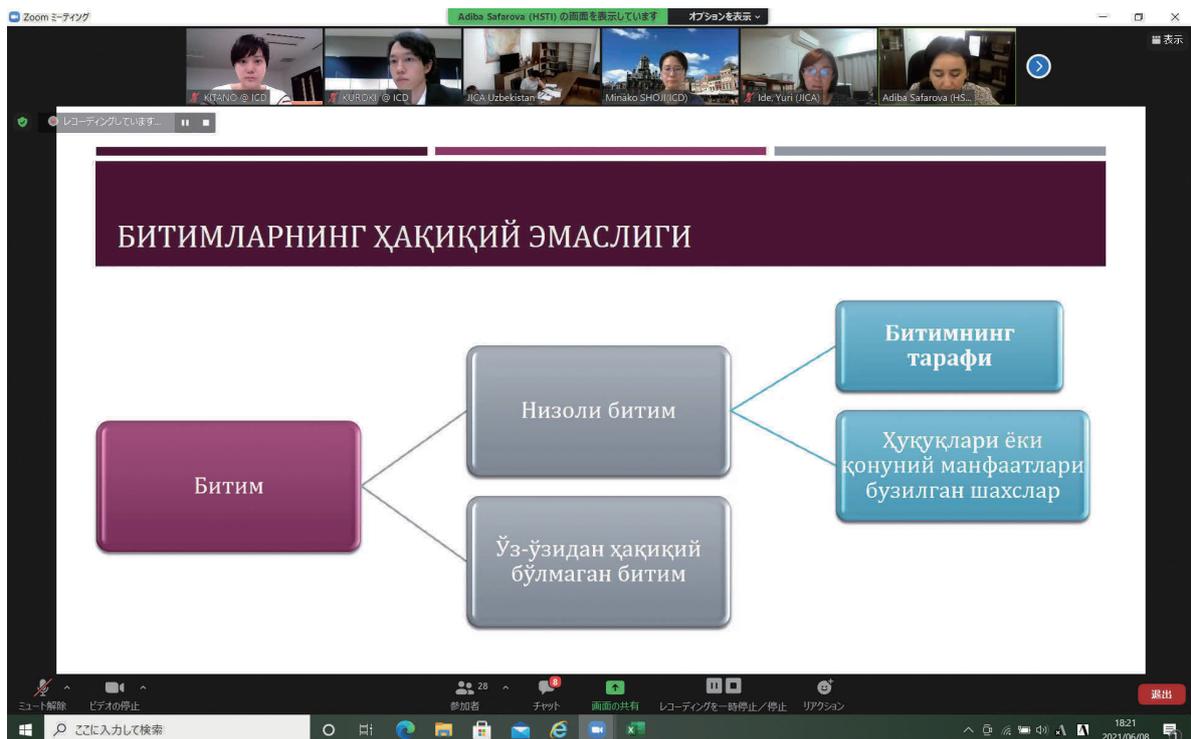
また、所有権推定についても、改正民法案では提案されている。ウズベキスタンでは、実務上、不動産登記を信じて法律行為を行った善意の取得者から、財産が没収されてしまい、紛争が生じることが多くある。これは、善意の取得者の財産に対する権利は保障されていないことを意味し、財産関係において不安定な状況を生じさせている。そこで、ドイツ、フランス、ロシアなどの各国の法制度を参考に、登記を信じて法律行為を行った場合、財産が善意の取得者から没収されないような規定の導入を検討しているようである。改正民法案では、「別段の証明がない限り動産物を所有している者が、本条の定める場合を除き、当該物の所有者とみなされる。」「国家登記に所有者として示された者が、不動産の所有者とみなされる。」とされている。

- 2 改正民法案についても、日本側とウズベキスタン側で、活発な意見交換がされた。印象的なやり取りについて、2つ記載する。

1つ目は、善意の第三者の保護につき、「裁判所は、法律行為の無効の結果の適用が法秩序または道徳に反する場合、又は善意の取得者の利益を害する場合、そのような結果を適用しないことができる。」とされていることである。これによると、裁判

所の判断に任されるようにみえるが、その適用するかしないかの判断基準について議論された。この点は、裁判官の解釈に委ねているというようであり、適用の基準となるものはないように感じられ、裁判官の判断が場当たりの懸念があるように感じられた。

2つ目は、所有権推定につき、不動産登記に公信力を認めるかのような規定となっており、これまでに比べて、第三者の保護については相当な前進となっていることである。もっとも、仮に公信力を認めた規定であるとして、その場合に、不実登記にどう対応するかなどについては十分な検討がされていないように感じられた。



【サファロバ・アディバ先生の講義の様子】

第6 契約法（取引の安全）

- 1 摂南大学法学部の大川謙蔵先生より、自由経済社会における契約法について、取引の安全を中心に、講義していただいた。

大川先生の講義においては、契約法の原則とその内容についてご説明いただいた後、4つの事例（第三者の権利の保護、債権が譲渡された場合の債務者の誤った弁済、受領権者としての外観を有する者に対する弁済、代理権のない者による取引と相手方の保護）に関してウズベキスタン側との活発な意見交換がされた。

ウズベキスタンの司法省の方からは、大川先生の講義を聴いて、ウズベキスタンでは、善意の取得者や第三者の保護の問題について、第三者が保護されていないということが分かってきたことや、全てを法律で定めることはできないので、解釈が必要であることが分かってきたなどのコメントがあった。

2 大川先生の講義と意見交換の中で、印象的であった事例を2つ紹介する。

- (1) 1つ目は第三者の保護の事例である。事案は、元の所有者（A）が高価な時計を所有していたところ、中間者（B）の欺罔行為により、Bに100万ドルで売却してしまい、その後、Bが、事情を知らない転得者（C）に200万ドルで売却したというものである。このような事情の下、Aは、Cに対して、時計の返還請求ができるのかが問題となった。

この事例について、ウズベキスタンにおいても、詐欺による契約は無効となり、Cとしては時計を元の所有者（A）に返還しなければならないように見えるものの、事情を知らない転得者（C）を保護するのが相当であり、AはCに対して返還請求することができず、Aは中間者（B）に対して損害賠償請求をできるにとどまるという考え方が多数のようであった。他方で、元の所有者（A）は転得者（C）に返還請求でき、Cとしては中間者（B）に損害賠償することになるという考え方もあったが、少数であった。もっとも、転得者（C）を保護すべきという考え方においても理論構成は様々で、ウズベキスタン民法229条³を適用してCを保護すべきという考え方もあれば、同条は占有離脱的な場面を念頭においたものでこの事例には適用できず、取引の安全の見地からCを保護すべきという考え方もあった。

ウズベキスタンでも、取引の安全の考え方が元々あったということが興味深いところである。

- (2) 2つ目は表見代理の事例である。事案は、元の所有者（A）は、その子供（B）とともに、自転車の貸し出しと販売を営んでおり、Bには、貸し出しの権限のみが与えられ、販売の権限は与えられていなかったところ、買主（C）が、販売権限のないBから、貴重な自転車を購入し、その自転車を博物館などに展示したというものである。このような事情の下、Aは、Cに対して、自転車の返還請求ができるのかが問題となった。

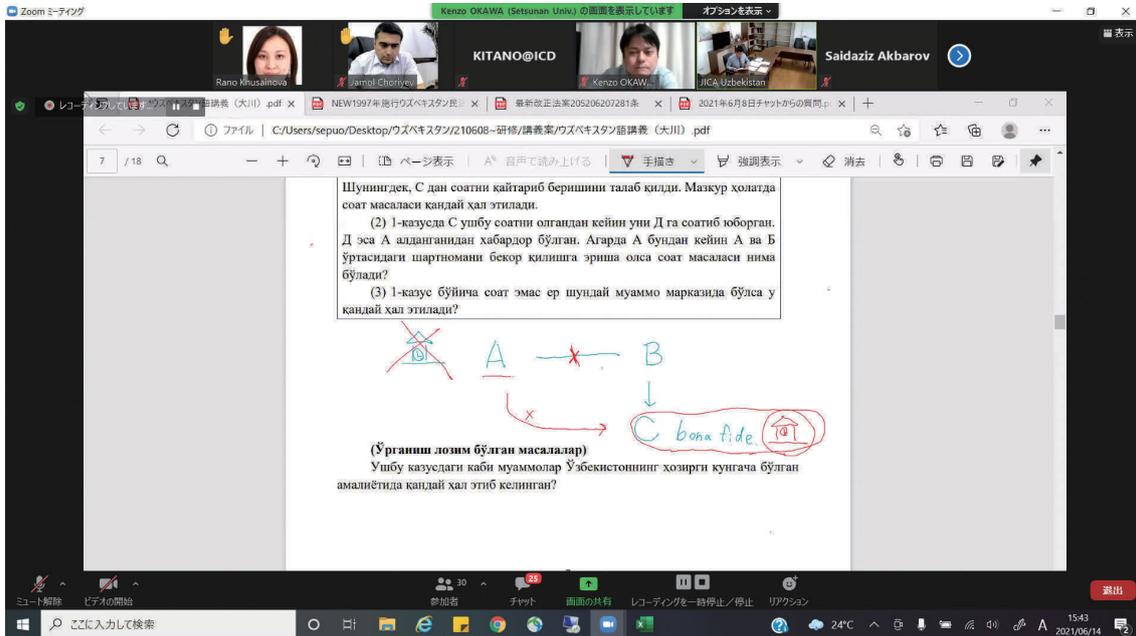
ウズベキスタン民法では、無権代理の条文はあるものの、表見代理の条文はない。無権代理については、改正民法案で、相手方（事例のC）は損害賠償を求めることができるという規定が導入されるようであるが、表見代理については、ウズベキスタンでは馴染みがないこともあり、引き続き導入されない方向性のようである。

この事例については、色々な意見が出された。例えば、Bに販売権限があるように見えるのであり、他方でAにはそのような外観にした責任があるから、Aを保護すべきではなく、Cを保護すべきであるが、表見代理の条文がないので、慣習法を適用すべきであるという考え方もあった。表見代理の規定がないなかで、考え方も

³ 第229条 善意の取得者に対する財産の返還請求

1 財産を譲渡する権利を有さない者から、取得者がこれを知らず、かつ、知りえずにこの財産を有償で取得した場合（善意の取得者）において、所有者若しくは所有者が財産を占有させた者が財産を逸失し、所有者若しくは占有者から財産が窃取され、又は他の方法で所有者若しくは占有者からその意思によらずに財産が離脱したときは、所有者は、取得者に対して財産の返還請求をすることができる。

一致をみないところがあるように感じられたので、ウズベキスタンにおいては、今後の事例の集積とともに、日本やドイツなど他国の表見代理制度なども検討しつつ、今後表見代理をどのようにしていくかを検討していくべきであろう。



【大川先生の講義の様子】

第7 法の解釈と判例の役割

1 御池総合法律事務所の弁護士の二本松利忠先生（元大阪地裁所長）より、法の解釈と判例の役割について、講義していただいた。

二本松先生の講義においては、前半で、裁判所による法の適用と、法の解釈について、後半で、判例の意義と、判例の重要性について、ご説明いただき、各トピックについてウズベキスタン側と活発な意見交換がされた。

タシケント国立法科大学の方から、有意義で興味深い講義に感謝するとともに、法律にギャップがある場合の個人の権利を保護する上での裁判所の役割、判例の重要性、法律の解釈の重要性、類推の適用について、非常に有用な見解と情報が提供された旨のコメントがあった。

2 二本松先生の講義と意見交換の中で、印象的であったトピックを3つ紹介する。

(1) ウズベキスタンでは、法源が矛盾した場合の優先関係については、「法令に関する法律」に規定されている。「法令に関する法律」に、法源の優先関係が規定されており、憲法、法律、政令、国会決議（国会規則、命令）、大統領令の順番である。もっとも、一般法と特別法の優先関係については、ウズベキスタンでは、考え方が日本と異なり、一般法が特別法に優先する場合があります、ウズベキスタンの実務上、常に特別法が優先するわけではないとのことである。例えば、民法に基づいて特別法が定められた場合、特別法のルーツは民法であるから、判決書に、特別法の

ルーツとなっている民法の条文を記載する必要がある。また、株式会社法（特別法）の判決においても、会社法（一般法）を記載する必要がある。

この点について、二本松先生より、建物の1階部分が民法で、2階部分に特別法があるので、その2階部分だけ取り出して適用すると、基礎がないような感じなので、1階の民法と2階の特別法を合わせて表示するというようなものかという例えを用いて質問したところ、ウズベキスタンの裁判官より、素晴らしい例えであるとの回答があった。

- (2) 日本では、慣習法を適用する例は、実務上、ほとんどないように思われる。ウズベキスタンでも、取引慣行、慣習、伝統は、民法で法源として認められているものの、実務上、制定法を適用すれば足りることが多く、慣習や伝統をほとんど適用しないとのことである。また、仮に法令において規制されていないものがでてきた場合には、最高裁判所の総会決定を確認するとの紹介があった。

最高裁判所の総会決定⁴は、裁判官にとって拘束力のあるものであり、それに従わなければならない。そういう性質があるので、法の解釈も総会決定に基づいて行われるとのことである。総会決定は、独立の法源とは言えないが、法の解釈や注釈としても認められており、例えていうのであれば、社長の指示のようなものとのことである。すなわち、総会決定は、最高裁判所からの指示と評価できるし、そういう風に解釈してくださいというものとしても評価できるし、また、法律の注釈としても評価できるようである。加えて、日本と異なり、判例制度が充実しているわけではないので、判例の役割を果たしているものとしても評価できるようである。

日本では、判例制度が充実しており、法の解釈などについては判例などを参考にすることができるため、裁判事項以外の形式的な点において最高裁事務総局の事務連絡があるのみであるが、他方で、ウズベキスタンでは、判例はなく、総会決定のように法の解釈を指示するようなものがあるということである。ウズベキスタンの状況は日本と異なるもので、興味深く、参考になった。

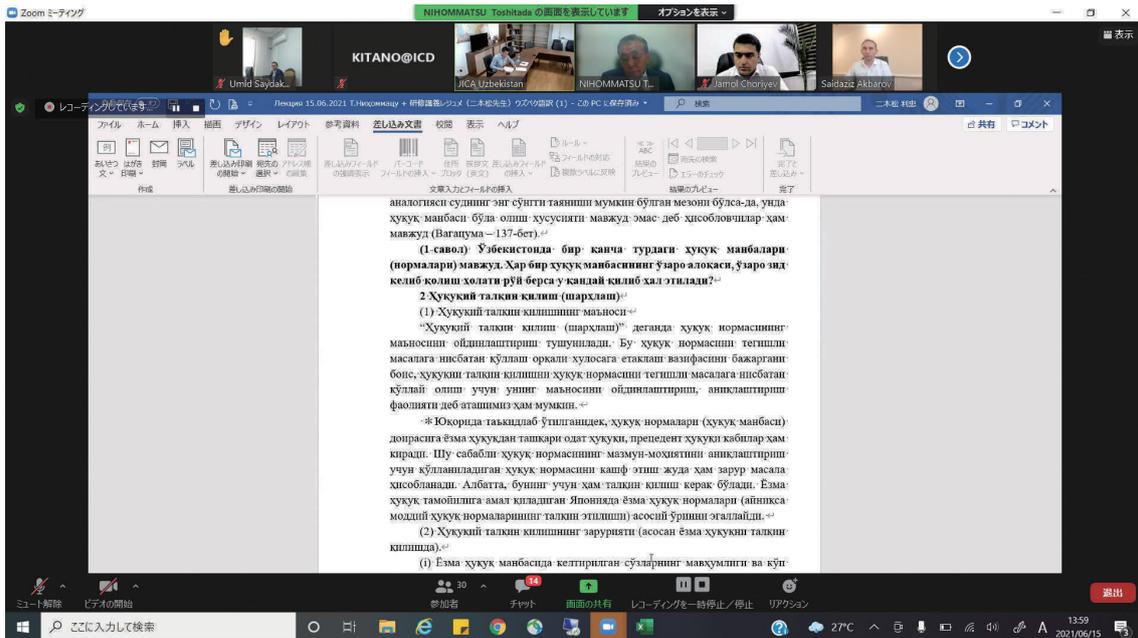
- (3) ウズベキスタンの改正民法案6条4項では「民事法令が明確かつ簡潔であり、その適用が矛盾を引き起こさない場合は、書かれているとおりに適用しなければならない。」と、同条6項では「民事法令中の用語は、それらの一般的に決められた意味で使われる。民事法令が専門分野に関するものである場合は、専門用語は、その専門的意味を与える。」とされている。これらの新しい規定が、今後、裁判官の解釈を制限してしまうのではないかという点につき、意見交換がされた。

ウズベキスタンとしては、解釈を制限する可能性もないとは言えないが、ウズベキスタンの状況—すなわち、解釈に広いドアを開けると、賄賂や汚職のおそれもある

⁴ ウズベキスタン憲法114条では、裁判によって出された文書は拘束力を有すると書かれている。総会決定も裁判の文書なので、拘束力があるものと言える。そして、裁判に関する法律にも、最高裁総会の権限や最高裁総会決定に関する規定があり、「最高裁総会決定は、裁判実務上、法がどのように解釈されるか説明をすることができる。」とされている。すなわち、総会決定は、裁判実務を収集したもので、ある条文をどのように解釈するのかという条文の解釈内容を指示するものではなく、条文の解釈を説明するものであるということである。しかし、実務上は、本文で述べたような捉え方をされているようである。

ることなど—も考慮して、導入を検討しているようである。これに対して、日本側からは、厳格な文理解釈、又は形式的な解釈で十分であり、裁判官の法の適用の上での自由を縛ることになりかねないという懸念や、汚職は別の方法で対応すべきものであって、汚職があるからといって一般の市民がこういった硬直的な法律の不利益を受けるということは相当ではないという意見が出された。

法の解釈、適切な事例の解決、さらには、司法の汚職といった様々な問題が関係する意見交換であり、興味深かった。



【二本松先生の講義の様子】

第8 おわりに

本研修は、招へいに代えて、オンラインで実施することとなった。自身の経験からしても、オンラインで、長時間講義を受けるのは時として退屈さを感じることは否定できないので、企画段階から、参加者の方にできる限り能動的に参加いただけるように、双方向のやり取りを意識した研修にしたいと考えていた。

そのため、本研修では、4日間の研修を、連続する4日ではなく、3週にわたり、週に1日又は2日とするとともに、各講義については、充実したレジュメで講義の一貫性を保つとともに、できる限り多くのやり取りを入れていただくこととした。

講師の二本松先生と大川先生による双方向の講義は、お二人の技量もあり、とても充実したものとなり、ウズベキスタン側の参加者は、終始積極的に意見を述べてくださった。ウズベキスタンの司法省の方からは、日本側が、模擬手続の動画を準備したり、ウズベキスタンの改正民法案を読み込んだりして、本研修を準備したことについても言及いただき、本研修への感謝の言葉をいただいた。また、最後のアンケートでは、参加者の皆さまより、本研修がとても役に立ったことなどの感謝が多数述べられた。本研修の準備に携

わった教官の一人として、参加者の姿勢や感謝のお言葉を、とても嬉しく感じた。

最後に、本研修で講師としてご活躍いただいた、二本松先生と大川先生からもコメントをいただいているので紹介し、本稿の結びとしたい。

◆◆◆ 講師の先生方のコメント ◆◆◆

【二本松利忠先生（元大阪地裁所長，弁護士）】

最初に、本研修に関与する機会を与えられたことを光榮に思うと同時に、ウズベキスタン側参加者の方々の法整備や運用改善等に対する意気込みが感じられ、これに応えなければならぬと大いに責任を感じた研修であった。私担当の講義では、日本における裁判官の法解釈についての基本姿勢や運用の実情、判例が裁判実務だけでなく広く社会に大きな影響を与えていることを紹介し、ウズベキスタンとの違いやその理由について質疑応答をした。

以下、ウズベキスタン民法典改正案を検討したり質疑応答などを通じて特に感じた点を3つあげる。

第1に、今回の民法典改正に限られるものでないのであろうが、法整備・法改正についてのウズベキスタンの基本姿勢と法解釈に対する考え方やその運用の実情についてである。ウズベキスタンでは、あらゆる場合に明確な結論を導き出せるような完全な法典の編纂を指向しているようで、今回の民法典改正も、必要と考える事項について新たな規定を設けたり、現行の条文の改定をして、より完全な民法典にしようと企図しているように見える。これは、ある意味「制定法主義」の徹底であり、裁判官の恣意の抑制（法解釈の自由の制約）を図ろうとする立法政策の帰結といえよう。

一方、現行民法典では、取引慣行・慣習・伝統等が法源として認められている（現行8条）。そして、民事関係について法令等に直接規定がない場合には法律の類推（我が国の類推適用）が、この類推が不可能であるときは、民事法令の一般原則や信義誠実（信義則）、合理性及び公平の要請によって当事者間の権利義務が定められるとされている（現行7条）。このように、ウズベキスタン民法典では、詳細な規定とそれを欠いた場合（法の欠缺）の対処という周到な配慮がなされているように見える。しかし、日本と異なり、個々の明文規定の文言解釈（文理解釈）に頼り、体系解釈等による解決や、類推適用又は一般条項の活用はあまりされていないようである。これは前記の顕著な成文法主義と裁判官の自由な法解釈（特に、その結果としての裁判官による法形成）の禁止という社会主義法の残滓ともいえる。

今回の民法典改正においても、規定の詳細化（新設）等に加えて、裁判官の自由な法解釈を縛るような規定の新設も検討されている（本稿第7の2(3)。ただし、司法の汚職防止も考慮してのことであるという説明であった。）。しかし、時代の変化に合わせて適時適切な法制化を図ることは困難である上、裁判官の自由な法解釈を制限することで、市民が事案に応じた妥当な解決を受けられなくなってしまうという危惧もある。これは法解釈の軽視でもあり、法解釈の深化・発展を阻害するものと考えられる。

第2に、ウズベキスタンの最高裁判所の総会決定（本稿第7の2(2)）の位置づけである。同総会決定と日本の最高裁判所判例は、下級審裁判官に対する拘束力がある「有権的・公権的解釈」として同じように見えても、その性格は大きく異なると思われる。最高裁判例を含む日本の判例は、あくまで個別的・具体的な事案解決のためにした各裁判所の判断の積み重ねであり、だからこそ下級審裁判官は、目の前のケースに判例法理が適用できるかを判断するために、射程ないし「レゾン・デートル」を見極めなければならないのである。ウズベキスタンの同総会決定は、個別の事案判断のための適用法条あるいは法解釈についての照会が前提となっているようであるが、抽象化された事案に対する形式的・硬直的な解釈となるおそれが否めないと思われるし、何よりも、現場の裁判官が当該個別的・具体的な事案解決のために行う主体的・自由な法解釈を妨げ、法解釈の深化・発展の面で問題があるように感じられる。下級審における事案解決のための法解釈の実践・積み重ねとそれを踏まえた上級審の判断といった仕組み（そのためには、当然、裁判例の公開とこれらを容易に参照できる制度も必要であろう。）が作れないかと思ってしまう。

第3に、上記の2点と関連することであるが、法制度を運用する者の重要性である。どんなによい法制度をつくっても、それを運用する者の資質や姿勢が極めて重要であることは言うまでもない。法的思考に裏付けられた法解釈技術を身につけた法曹の養成が必要であり、法整備とともに、裁判官を含む法曹の養成や継続的な研さんのあり方等についても議論を重ねていく必要があると感じている。

以上の3点については、ウズベキスタンの法制度や運用の実情について誤解していたり、あまりに日本の法制度に慣れきって異なった法制度やその背景についての理解を欠く者の所感に過ぎないのではないかと恐れるものであるが、今後、なお知見を高め、考察を深めていきたいと考えている。

最後に、私の理解不足を大いに補ってくださった大川先生、私の拙い説明の翻訳をこなしてくださったアハドジョン・ハキモフ氏、種々のご指導・ご支援を賜ったICD及びJICAの担当者の方々、そして本研修に参加されたウズベキスタンの皆様に深甚の感謝を申し上げて、コメントの結びとする。

【大川謙蔵先生（摂南大学法学部准教授）】

私自身は、これまで法整備支援活動として、ラオスの民事関係、とりわけ民法典の作成に関して、AG（アドバイザーグループ）として2014年より参加をしている。ラオス民法典はラオス側が主体となり、現行法を尊重しつつ他国の法律を数多く参照しながら作成がなされた⁵。よく参照されたのは、同じ社会主義国家であるベトナム民法典である（特に2005年民法典、2015年民法典の双方である）⁶。特徴的なのは、ベトナムで

⁵ ラオスにおける民法典作成支援の経緯や民法典の概要については、入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICD NEWS 79号（2019年6月）29頁以下、同「ラオス民法典の概要（各論）」ICD NEWS 80号（2019年9月）78頁以下参照。ラオス民法典自体は、ICDのHPであるhttp://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_laos.html から参照できる（2021年7月24日最終閲覧）

⁶ 現行法である2015年ベトナム民法典の現状を簡潔に把握できるものとして、塚原正典「2015年ベトナム民法典の解釈・施行の現状」ICD NEWS 74号（2018年3月）74頁以下参照。ベトナム民法自体は、ICDのH

表見代理などの第三者保護規定が導入されたのは2015年民法典からであり、それを参照に、ラオスでも民法典の中に様々な第三者保護規定が導入されることとなった。

ウズベキスタンも旧社会主義国家であり、市場経済化がなされた現在であっても、現行民法典上では第三者保護の意識が弱い。そこで、「第1 はじめに」で示されたように、私人の権利保護および経済自由化の促進を目的に、現在民法典の改正作業がなされている。さらに、その草案ではこれまでに民法典で規定されていなかったエクスクロー契約や旅行契約などの新たな契約規定、また不法行為に関する規定も数多く導入される予定である。民法典でどこまでの内容を規定すべきかは議論の必要があろう。改正に関し、ウズベキスタン側の改正の説明を伺う限り、その意義として「外国投資の促進」を意識しているようである。すなわち、取引で生じうる問題に法制度上も対応できていることを対外的に示すことが目的とされていると思われる。しかしながら、それらの改正規定が既定の条項とどのような関係にあり、さらに既存の規定で対応できる状況がないのかなどは不明確なところがあった。

以上の点を共有するためにも、今回の研修では、改正内容等のすべてを取り上げることは困難なことから、議論の素材として「取引の安全」を取り上げ、具体的事例を使いながら検討することが日本側から示された。これを通じて、第一に、ウズベキスタンの改正草案の起草時の議論、および実務の状況を確認すること、第二に、改正内容の理解状況、および現行法と改正法との解釈状況を伺うこと、第三として、(旧)社会主義国家で多くみられるように、法解釈の権限が第一義的に裁判所にないことから、新たな取引形態での問題等が発生した場合に、改正だけでなく解釈等で対応がなされているかどうかを確認することが想定され、民法典におけるさらなる検討事項を共有できるように議論を進めるようにした。

テーマに関連し、例えば、現行法では、「第6 契約法（取引の安全）」で示されているように取消しによる第三者の保護規定が欠如しており、取引の安全について大きな問題を含んでいる。しかし、必ずしも真の権利者保護を重視するものばかりではない。例えば、事例の一つとして挙げた、債権譲渡に関するものであった。ウズベキスタンの現行民法313条3項では、以下のような規定が存在している。

313条（債権譲渡の原因と手続き）⁷

第3項 債権譲渡について債務者が書面による通知を受けなかった場合は、譲受人は、これによって生じた不利な結果の危険を負担する。この場合において、譲受人に対する債務の履行は、これを本来の債権者に対する履行とみなす。

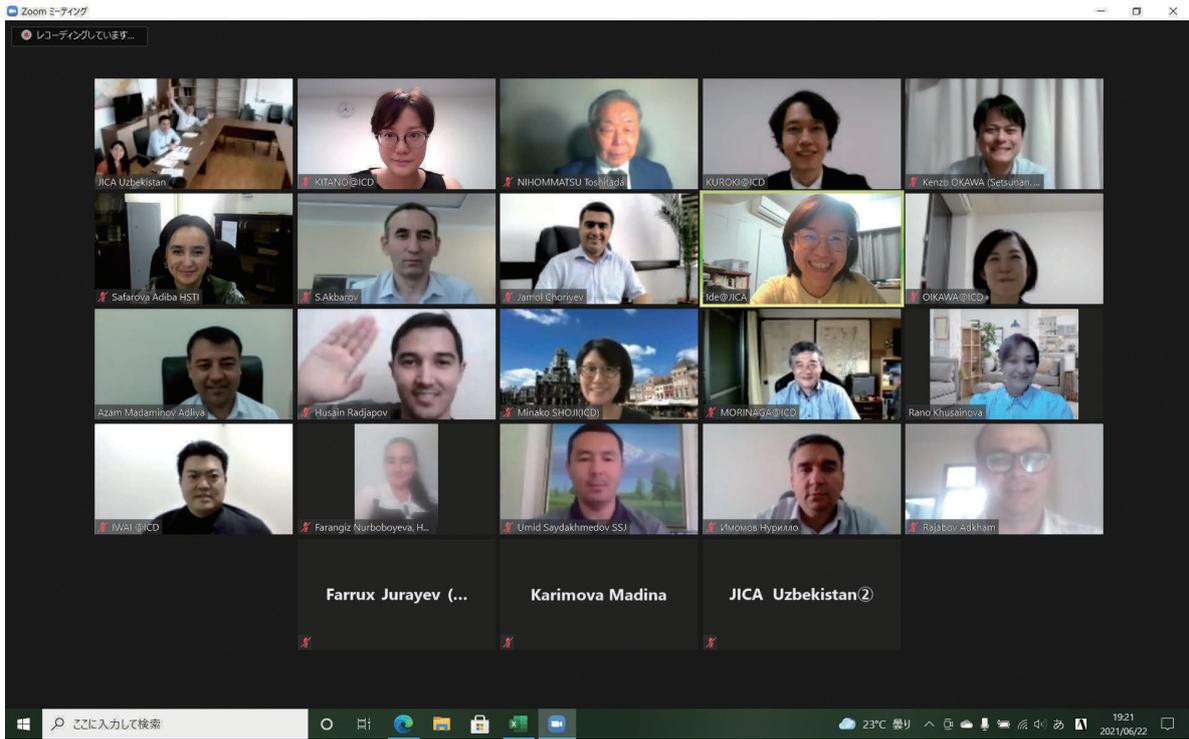
Pでベトナムを扱っている、http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html からも参照できる（2021年7月24日最終閲覧）。

⁷ 条文訳は、名古屋大学法政国際教育協力センター編「ウズベキスタン民法典（邦訳）」名古屋大学法政国際教育協力研究センター文部科学省科学研究費「アジア法整備支援」プロジェクト（2004）を参照した。

本条で、いかなる者が債務者に対して通知をすべきかは不明なところがある。しかしながら、債務者が譲渡の事実を知らずに譲渡人に弁済をした場合、その弁済は有効（譲受人が不利な結果の危険を負担）となり、債務者がその事実を知っていれば、譲受人に弁済をする必要が生じる。この規定は、真の権利者と債務者との保護に関するものではあるが、債務者の弁済状況を保護するという一定の取引の安全を視野に入れた規定といえる。しかし、今回の議論を通じて、ウズベキスタン側はこのような条文の意義をあまり意識してこなかったようであった。このことから、まずは条文の意義を知ってもらうことも講義では意識をした。これを踏まえつつ、さらに、受領権者としての外観を有する者への弁済、および代理権のない者による取引についても議論を進めた。この二つの問題は現行法でも改正草案でも規定がなく、現実にもどのように処理されているのかについて、信義則のような一般規定が使用されているのか、類推適用がなされているのか、さらに法解釈による対応が可能であるのかを伺ってみた次第である。回答として、これらの問題は、現在は統一的に処理がなされていないことも把握ができた。なお、解釈問題については、「第7 法の解釈と判例の役割」において示されているように、法令が存在しないような場合などでは、最高裁判所の総会決定が非常に重視されており、一定の解釈権限は裁判所にあるようだが、解釈と裁判との関係は今後どのようなかたちとなるのかは、二本松先生による講義で問題提起もされ、今後のウズベキスタンの状況を注視していく必要があると思われた。

以上のように、未熟ながらも講義を担当させていただき、大変学ぶところが大きかった。さらに、（勝手な解釈かもしれないが）自由な議論をすることが許され、それゆえに様々な混乱をもたらしたかもしれないが、ICDおよびJICAの皆様による様々なサポートや情報提供、思い付きの発言であっても適切に通訳いただいたタシケント国立法科大学アハドジョン・ハキモフ国際法講座上級講師、さらに実務の事情に明るい経験豊富な二本松先生がおられたからこそ、安心して講義をすることができた。この場をお借りして、皆さまに感謝を申し上げたいと思う。





【本研修の様子】

Schedule for the Training Course (Zoom) for Uzbekistan

1h20min (3times) , 20min Break, 1h Lunch

Date	9:00 (UZ) 13:00 (JP) (1h20min)	10:20 14:20 (20min)	10:40 14:40 (1h20min)	12:00 16:00 (1h)	13:00 18:00 (1h20min)	14:20 18:20
DAY1 (6/8) (Tue.)	Orientation Self Introduction	Break	【Video and Q&A】 " Civil Court Proceedings and Civil Law in the First Instance " (watching some video material)	Lunch	【Video and Q&A】 " Civil Court Proceedings and Civil Law in the First Instance " (watching some video material)	
	【Video and Q&A】 " Civil Court Proceedings and Civil Law in the First Instance " (watching some video material)		【Presentation and Q&A】 on the Draft Civil Code of Uzbekistan from UZ Side			
	<Contents> — How Japanese courts apply civil law provisions in actual court proceedings		<Contents> Please prepare for your presentation on backgrounds and reasons for introducing provisions relating to third party protection such as draft Article 110 (≒current Article 114) and some others in the draft civil code of Uzbekistan			
	JICA, ICD		Mr. Kota KUROKI (Moderator)		Ms. Minako SHOJI (Moderator)	
DAY2 (6/14) (Mon.)	【Lecture and Q&A】 " Civil Substantive Law in Free Market Economy - Contracts,etc. - "	Break	【Lecture and Q&A】 " Civil Substantive Law in Free Market Economy - Contracts,etc. - "	Lunch	【Discussion】	
	<Contents> Interactive Session — Contracts in general such as principle of " Freedom of contract " — Provisions relating to third party protection — Security of transactions etc.		<Contents> Interactive Session — Contracts in general such as principle of " Freedom of contract " — Provisions relating to third party protection — Security of transactions etc.		<Contents> — Contracts in general such as principle of " Freedom of contract " — Provisions relating to third party protection — Security of transactions etc.	
	Prof. Kenzo OKAWA		Prof. Kenzo OKAWA		Prof. Kenzo OKAWA (Commentator) Ms. Minako SHOJI (Moderator)	
DAY3 (6/15) (Tue.)	【Lecture and Q&A】 " Civil Substantive Law in Free Market Economy - Interpretation and Implementation of Civil Substantive Law - "	Break	【Lecture and Q&A】 " Civil Substantive Law in Free Market Economy - Interpretation and Implementation of Civil Substantive Law - "	Lunch	【Discussion】	
	<Contents> Interactive Session — How Japanese courts apply civil law provisions in actual court proceedings — Importance of the Supreme Court precedents etc.		<Contents> Interactive Session — How Japanese courts apply civil law provisions in actual court proceedings — Importance of the Supreme Court precedents etc.		<Contents> — How Japanese courts apply civil law provisions in actual court proceedings — Importance of the Supreme Court precedents etc.	
	Hon. Toshitada NIHOMMATSU		Hon. Toshitada NIHOMMATSU		Hon. Toshitada NIHOMMATSU (Commentator) Mr. Kota KUROKI (Moderator)	
DAY4 (6/22) (Tue.)	【Discussion】 on the Draft Civil Code of Uzbekistan	Break	【Discussion】 on Interpretation of Law	Lunch	【Closing and Future Plans】	
	<Contents> Further topics will be provided during the course — The draft civil code of Uzbekistan — Contracts in general such as principle of " Freedom of contract " — Provisions relating to third party protection — Security of transactions etc.		<Contents> Further topics will be provided during the course — How Japanese courts apply civil law provisions in actual court proceedings — Importance of the Supreme Court precedents etc.			
	Ms. Minako SHOJI (Moderator)		Mr. Kota KUROKI (Moderator)			

List of participants for training conducted in June, 2021

Research Institute of Legal Policy of the Ministry of Justice of Uzbekistan

1	Mr. Madaminov Azam マダミノフ アザム	Director
2	Ms. Safarova Adiba サファロバ アディバ	Senior advisor
3	Mr. Ergashev Zafar エルガシェフ ザファル	Leading advisor
4	Mr. Turdikulov Sardor トゥルディクロフ サルドル	Chief advisor
5	Ms. Nurboboeva Farangiz ヌルボボイエヴァ ファランギズ	Chief advisor

Higher school of judges under Supreme Court

1	Mr. Saidakhmedov Umid サイダフメドフ ウミッド	Expert, lecturer
---	---------------------------------------	------------------

Tashkent State University of Law

1	Ms. Esanova Zamira エサノヴァ ザミラ	Professor
2	Ms. Ibratova Feruza イブラトヴァ フィルーザ	Professor
3	Ms. Mamaraimova Gulruh ママライモヴァ グルルフ	Chief lecturer
4	Mr. Khakimov Bunyod ハキモフ ブニョド	Lecturer
5	Mr. Imomov Nurullo イモモフ ヌルロ	Head of department
6	Mr. Mekmonov Kambariddin メフモノフ カンバリッディン	Senior lecturer
7	Mr. Radjabov Husain ラジャボフ フサイン	Head of department
8	Ms. Khusainova Rano フサイノヴァ ラノ	Lecturer
9	Mr. Radjabov Adkham ラジャボフ アドハム	Lecturer
10	Mr. Djumaev Askar ジュマエフ アスカル	Lecturer
11	Ms. Achilova Liliya アチロヴァ リリア	Lecturer
12	Mr. Tukhtashev Khikmatilla トゥフタシェブ ヒクマティッラ	Lecturer

Ministry of justice

1	Mr. Sabitkhonov Jakhongir サビトホノフ ジャホンギル	Senior Advisor
2	Mr. Juraev Farruh ジュラエフ ファルーフ	Senior Advisor

Supreme Court of Uzbekistan

1	Ms. ESANOVA Gulrukh エサノヴァ グルルフ	Judge of Samarkand regional supreme court
2	Mr. CHORIEV Jamol チョリエフ ジャモル	Judge of Bukhara regional supreme court
3	Ms. KHUDAYBERDIEVA Gulnafis フダイベルディエヴァ グルナフィズ	Judge of Navoi regional supreme court
4	Mr. AKBAROV Saidazizkhon アクバロフ サイダジズホン	Judge of Marginal district of Ferghana regional supreme court
5	Mr. UMMATALIEV Askarali ウマタリエフ アスカラリ	Judge of Andijan regional supreme court